



令和3年2月2日

東村山市長

渡部 尚 様

東村山市地域包括ケア推進協議会

会長 山路 憲 夫

東村山市第8期介護保険事業計画におけるサービス利用量見込みと  
介護保険料設定の考え方について（答申）

令和2年11月26日付2東健介発第147号「東村山市第8期介護保険事業計画におけるサービス利用量見込みと介護保険料設定の考え方（諮問）」に対し、東村山市地域包括ケア推進協議会は、第7期介護保険事業計画の実績、進捗状況等を踏まえ、第8期介護保険事業計画における取り組み、サービス利用量見込み、介護保険料設定について議論を重ねてきた。

その結果、サービス利用量見込み、介護保険料設定の考え方を下記のとおり答申いたします。

記

1. 被保険者数、認定者数、サービス利用量見込みについて、実績、今後の見通し、制度改正の影響を踏まえ、適切に推計すること。
2. サービス利用量見込みについて、健康寿命延伸に向けた介護予防・健康づくり施策の充実・推進、新型コロナウイルス感染症への対策、介護人材の確保・育成といった喫緊の課題への対応を見込むこと。
3. 地域支援事業の充実について、介護予防・日常生活支援総合事業の実践、自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメントの質の向上、認知症施

策・医療と介護の連携の推進に取り組むこと。特に介護予防や日常生活支援について、個人、地域の団体に対する動機付けや本人の気付きという観点から、担い手の育成や地域資源の発掘といった地域づくりを引き続き行うこと。

4. 介護保険料の設定について、所得段階別の生活実態等を十分に勘案し、特に低所得者の保険料率の設定に配慮すること。あわせて高所得者層、中間層も含めて介護保険法第4条第2項の趣旨に鑑みた公平な負担とすること。
5. 総じて、介護保険事業の展開を通じて地域包括ケアシステム「東村山モデル」の深化・推進に資するとともに、介護保険事業の長期的な安定運営を図ること。

なお、この考え方にに基づき設定される保険料は、別表のとおりとすることが適当である旨を付記する。

以上

(別表)第8期介護保険事業計画における介護保険料

所得判定基準		第8期(令和3年度～5年度)			
		段階	保険料率	月額	年額
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護受給者</li> <li>・中国残留邦人等の支援給付受給者</li> <li>・本人及び世帯全員が住民税非課税で 老齢福祉年金受給者</li> </ul>		①	×0.28 ※	1,608	19,300
<ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯全員が住民税非課税で、 本人の公的年金等に係る雑所得を除いた合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下</li> </ul>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯全員が住民税非課税で、 本人の公的年金等に係る雑所得を除いた合計所得金額+課税年金収入額が…</li> </ul>	80万円を超え 120万円以下	②	×0.43 ※	2,475	29,700
	120万円を超える	③	×0.70 ※	4,025	48,300
<ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯が住民税課税だが、 本人が住民税非課税で、 本人の公的年金等に係る雑所得を除いた合計所得金額+課税年金収入額が…</li> </ul>	80万円以下	④	×0.84	4,830	58,000
	80万円を超える	⑤	×1.00	5,750	69,000
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人が住民税課税で 本人の合計所得金額が…</li> </ul>	120万円未満	⑥	×1.12	6,440	77,300
	120万円以上 210万円未満	⑦	×1.28	7,360	88,300
	210万円以上 320万円未満	⑧	×1.49	8,568	102,800
	320万円以上 400万円未満	⑨	×1.59	9,143	109,700
	400万円以上 500万円未満	⑩	×1.73	9,948	119,400
	500万円以上 600万円未満	⑪	×1.85	10,638	127,700
	600万円以上 700万円未満	⑫	×1.96	11,270	135,200
	700万円以上 800万円未満	⑬	×2.08	11,960	143,500
	800万円以上 900万円未満	⑭	×2.19	12,593	151,100
	900万円以上 1,000万円未満	⑮	×2.31	13,283	159,400
	1,000万円以上	⑯	×2.44	14,030	168,400

※第1～3段階の保険料率は、公費による負担軽減後の保険料率。軽減前は第1段階×0.48、第2段階×0.68、第3段階×0.75。